



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第69号 : 研究特集Ⅲ
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1991, 69, p. 1-10
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78880
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

唐代の折衝府の等級と 西州の折衝府の等級に関する覚書(3)

編纂資料と出土文書の相互補完を求めて

白須淨真

(b) 岸頭府

敦煌石室から出土した『沙州図経』と推定される写本(P.2005)の巻3・張芝墨池の条に次のような記載がある(50)。

資九 『沙州図経』巻3・張芝墨池の条

- 340 張芝墨池 在県東北一里、効穀府東南五十歩。
341 右後漢獻帝時、前件人於此池学書、其池尽
342 墨、書絶世(写本は「世」字の欠画)、天下名伝(原文は伝名)。……
……………(中略)……………
348 ………………至
349 〔開元〕四年六月、燉煌県令趙智本到任。其令博覽
350 經吏(史)、通達九經。尋諸古典、委張芝・索靖
351 俱是燉煌人、各檢古跡、具知処所。其年九
352 月、拓上件池、中得一石硯、長二尺、闊一尺五寸。
353 乃勸諸張族一十八代孫、上柱国張仁会、上
354 柱国張履暹、上柱国張懷欽、上柱国張仁会〔354行の張仁会と重覆〕、
355 上柱国張楚珪、上柱国張嗣業、文學人昭武
356 校尉甘州三水鎮將上柱国張大爽、学博士
357 上柱国張大忠、游擊將軍守右玉鈐衛西
358 州蒲昌府折衝都尉撰本衛中郎將充
359 于閭録(鎮)守使燉煌郡開国公張懷福、昭武校
360 尉前行西州岸頭府果騎都尉上柱国張懷
361 立、壯武將軍行右屯衛岷(写本の原字は遼)州臨洮府折衝都

- 362 尉上柱国張燕容、昭武校尉前西州岸
363 頭府左果騎都尉撰本府折衝充墨離
367 軍子將張履古等、令脩葺墨池、中立廟
368 及張芝容。

これは、開元四（716）年九月、好事家の燉（敦）煌県令の趙智本が、草書の名手として著名な張芝ゆかりの「張芝墨池」の池中から大きな石の硯を得て、張芝の18代の子孫12人（2人は歿）に勧めて張芝を顕彰する廟を建立したことを述べたものであるが、この子孫の中に今問題とする西州の折衝府のその官員となっていたもの3名が記されている。このうち次の2人が岸頭府の官員である。

昭武校尉・前行西州岸頭府果騎都尉・上柱国 張懷立（359から361行）

昭武校尉・前西州岸頭府左果騎都尉・撰本府折衝・充墨離軍子將 張履古（362から367行）

張懷立はその官銜（職）にうかがえるように〈正六品上〉の武散官の昭武校尉と〈視正二品〉の勲官の上柱国を帯びていたが、職事を示す西州岸頭府の果騎都尉は「前」字が冠せられているように現任ではなく「前官」（ここでは職事の旧任を示す）であった。つまり彼は、張芝を顕彰する廟を建立する開元四（716）年九月以前に、西州岸頭府の果騎都尉の任にあったことになる。ただしこの果騎都尉も「行」字が冠せられていることから、滋賀秀三氏の解釈に従えば（61）その官職に正規に除任されたのではなくその官職の職権を与えられていたことになる。職事官に冠せられる「行」字は、帯びていた散官よりも官品の低い官職の職権を与えられていたことを意味するから、張懷立が西州岸頭府の果騎都尉であった時、彼の散官はこれよりも高いものであったことになる。開元四（716）年九月時点の彼の散官（武散官）は〈正六品上〉の昭武校尉であるから、「前官」の岸頭府の果騎都尉の官品は、少なくとも〈正六品上〉よりも下位、すなわち〈正六品下〉以下であったとみてまづは誤らないであろう。もしこうした推測に無理がなければ、岸頭府の果騎都尉の官品は、〈正六品下〉以下、言い替えれば最高でも〈正六品下〉に留まったと見てよいことになる。とすれば、上府の左右果毅都尉の官品が〈從五品下〉、中府の左右果毅都尉の官品が〈正六品上〉であるからこれらに該当せず、張懷立の帯びた「行西州岸頭府果騎都尉」は〈從六品下〉の下府の左右果毅都尉の官品に該当する、こうした推察が可能となろう。つまり岸頭府は、下折衝府と推察できるのである。

〈正六品上〉の武散官の昭武校尉を帯びていた張履古も、西州岸頭府の左果騎都尉に「前」字が冠せられているようにその職事は現任ではなく「前官」であった。「撰本府折衝」とあるのは、彼が本府、すなわち西州岸頭府の折衝都尉の職務を代行していた（「撰」）ことを（したがって実質的な岸頭府の長官）、また「充墨離軍子將」とは西州岸頭府の左果騎都尉で岸頭府の折衝都尉の職務代行の彼が、墨離軍（52）の子將に充てられたことを示す。

ところで先に示した張懷立も、今問題とする張履古とまったく同じく昭武校尉で前西州岸頭府果毅都尉であった。しかしこの張懷立の場合は、その西州岸頭府果毅都尉には散官よりも官品の低い官職で有ることを示す「行」字が冠せられており、この点のみが両者で異なっている。したがって張履古の官銜「昭武校尉・前西州岸頭府左果騎都尉・撰本府折衝・充墨離軍子將」の「前」字の後に「行」字が抜け落ちている、そうした推察も一見可能にみえる。しかし『沙州図経』と推定される写本（P. 2005）の傾向から見てそう

した抜け落ちをこの個所だけに特別に認めることは妥当ではなく、ここでも、滋賀秀三氏の見解を援用して、張履古が官職の職権のみを与えられていたのではなくその官職そのもの（西州岸頭府左果騎都尉）を与えられていたため「行」字が不要であったと見るのが妥当であろう⁽⁶³⁾。このように張履古の官銜を理解すれば、彼が過去、西州岸頭府果毅都尉であったその時の武散官は、昭武校尉に到達していたかあるいはそれ以下であった（それ以下の可能性は大きい）と考えてよからう。とすればその西州岸頭府左果騎都尉は、最も高くみても昭武校尉の〈正六品上〉に限定されることになるから、先に岸頭府の果毅都尉を〈従六品下〉、すなわち下府の果毅都尉とみたことを直接裏付けるものとはならないまでも、それを否定しないことになる。したがって先に示した西州岸頭府を下府とみなしたことは、否定はされない。

ところで、同じく敦煌石室から出土し、景竜四（710）年頃の成立と推定される『敦煌名族志』の残巻写本（P. 2625）の張氏の条に次のような記載がある。

資十 『敦煌名族志』張氏の条

11 ……………游撃將軍・

12 上柱国・西州岸頭府果毅都尉張端……………⁽⁵⁴⁾

ここに見える現任の西州岸頭府果毅都尉である張端⁽⁵⁵⁾は、〈従五品下〉の武散官・游撃將軍を帯びているが、ここには職事官と散官との高低関係を表示する「守」・「行」の字は冠されていない。『敦煌名族志』の残巻写本全体の傾向から判断してこの個所だけ「守」・「行」の字を脱落していると見ることはやはり不可能である。したがってそのまま職事官（西州岸頭府果毅都尉）と散官（游撃將軍）を同等と見れば、西州岸頭府果毅都尉は〈従五品下〉、すなわち「上府」の果毅都尉であることになる。しかしすでに西州岸頭府には「下府」の可能性を見出したのであるから、この資料だけから「上府」と見ることは困難性がともなう。この張端の官銜の場合も、彼が西州岸頭府果毅都尉の官職の職権のみを与えられていたのではなくその官職そのものを与えられていたため、「守」・「行」が記載されなかったと理解すべきで、西州岸頭府果毅都尉が〈従五品下〉の武散官・游撃將軍と同階の〈従五品下〉であったため「守」・「行」が無記載となったのではない、そのように理解すべきではなかろうか。

また同じ『敦煌名族志』の残巻写本（P. 2625）の陰氏の条にも、次のような記載がある⁽⁵⁶⁾。

資十一 『敦煌名族志』陰氏の条

56 ……………祖子〔陰〕守忠、唐任壯武將軍・

57 行西州岸頭府折衝・兼充豆蘆軍副使。又

58 改授忠武將軍・行左領軍衛涼州麗水府折

59 衝都尉・撰本衛郎將・借魚袋・仍充墨離軍

60 副使・上柱国。以父老請侍、孝誠懇切、蒙涼州

61 都督郭元振判録奏。

〈正四品下〉の武散官・壯武將軍を帯びていた〔陰〕守忠は、西州岸頭府の折衝〔都尉〕であったが、「行」字が冠せられていることから、それは壯武將軍よりも官品の低い官職のその職権の保持を示すものであった。彼がその職権、すなわち西州岸頭府折衝〔都尉〕

の職権を保持していたのは、「忠武將軍・行左領軍衛涼州麗水府折衝都尉・撰本衛郎將・借魚袋・仍充墨離軍副使・上柱國」の授与を、老いたる父に侍ることを理由として辞退し、かつ涼州都督の郭元振がそれを美德として皇帝に上奏する以前であった。『敦煌名族志』の殘卷を研究された池田温氏によれば、この郭元振の上奏年次は、彼が涼州都督に在任した大足元（701）年以降5年間のことであるという⁽⁶⁷⁾。従うべきである。なおここに見える墨離軍副使は、先に触れた墨離軍である。したがって〔陰〕守忠が、行西州岸頭府の折衝〔都尉〕であったのは大足元（701）年以降5年間の以前であり、その官品は「行」字の挿入から判断して〈正四品下〉より下位、少なくとも〈従四品上〉を以て最高とするものであったことになる。とすれば、上府の折衝都尉は〈正四品上〉であるからこれは該当せず、中府と下府の、すなわち〈正四品上〉と〈正五品下〉の折衝都尉が充てはまることになる。したがってこれによって岸頭府の等級は、「中府」あるいは「下府」と推定される。この結果は先に岸頭府の等級を「下府」とし、「上府」の可能性を退けたことを内包していて矛盾がない。

（c）蒲昌府と天山府

蒲昌府と天山府については、その等級を推察させるにたる資料は現時点では皆無に近い。おそらくは先に挙げた資料九・『沙州図経』と推定される写本（P. 2005）にみえる、次の記載に限られるであろう。

游撃將軍守右玉鈐衛西州蒲昌府折衝都尉撰本衛中郎將充于閼錄（鎮）守使燉煌郡開國公張懷福（357から359桁）

これは、〈従五品下〉の武散官の游撃將軍を帯びていた張懷福が、蒲昌府折衝都尉であると同時に本衛すなわち右玉鈐衛の中郎將と于閼錄（鎮）守使であったことを示している。そして「守」字が冠せられていることから蒲昌府折衝都尉が「守官」でありその官職の権限のみを付与されたもので、かつ武散官の游撃將軍の官品よりも蒲昌府折衝都尉のそれが高いことが知られる。とすれば下府の折衝都尉の官品は〈正五品下〉、中府のそれは〈従四品下〉、上府のそれは〈正四品上〉であるから、蒲昌府は上・中府の可能性だけでなく下府の可能性が否定されていないことになる。下府の可能性が否定されないことは重要ではあるが、等級の確定には直接はつながらない。なお天山府については、資料を見出せない。

お わ り に

以上で唐代の折衝府の等級と西州折衝府の等級に係わる資料整理を終わる。文献資料と出土文書による相互補完を目ざすとともに、あわせて我が国の古代史の研究者の成果を参照した試みの一つではあるが、これが満足しうる成果につながったとは決して思わない。

吐魯番出土文書や敦煌出土文書がどれだけの力量を持つ資料として存在しているか、その総体的な判断や評価を、今、求めることは時期尚早であろう。しかしこれらの出土文書が敦煌や吐魯番の地域史や中国の歴史に深くかかわる資料となるだけでなく、東アジア各

地域の歴史研究、取り分けて我が国の古代史研究に係わりうるものが存在し、かつそれが着実な研究成果に結び付きつつあるこうした現状を考えると、吐魯番出土文書の研究は、我が国の古代史の研究成果も着実に吸収しなければならない段階に到達したことになるだろう。苦しいけれども研究者の力量が一段と要求されることは疑いない。本稿は、意識だけでもこうした現状に即したいとする願いの所産、そのように受け止めていただければ幸いである。

註

- (1) 『史学雑誌』41-11; 12、1930年。後『秦漢隋唐史の研究』上（1966年）に所収。
- (2) たとえば、角田文衛「軍団と衛府」『西田先生頌寿記念 日本古代史論叢』1960年。同『律令国家の展開（細文書巻3）』（1985年）所収。なお我が国における律令軍団の研究概要と関係諸論考は、下向井龍彦「日本律令軍制の形成過程」『史学雑誌』100-6（1991年）が整理が行き届いて便利である。
- (3) 日比野丈夫「唐代蒲昌府文書の研究」『東方学報』（京都）33、1963年。同「新獲の蒲昌府文書について」『東方学報』（京都）45、1973年。菊池英夫「西域出土文書を通じて見たる唐玄宗時代における府兵制の運用」『東洋学報』52-3; 4、1970年。榮新江「遼寧省檔案館所蔵唐蒲昌府文書」『中国敦煌吐魯番学会研究通訊』1985-4、1985年。
- (4) 西州の折衝府については、これら以外にも「弱水府」の存在が想定されたことがあり、過去の研究過程の中で若干の曲折があった。また現時点でも「交河府」と「岸頭府」の名称の併用や折衝府官印の旧印使用問題（則天武后は西州折衝府の所属した右領軍衛を右玉鈴衛と改称した。これは後、旧称に復した。しかし折衝府の官印はそのまま右玉鈴衛の名称が使用された）について、その理由が今一つ明確になっていない。したがって州の折衝府については、従前の研究経緯を踏まえて、その整理が必要であろう。なお「弱水府」については、荒川正晴「唐河西以西の伝馬坊と長行坊」『東洋学報』70-3・4、1989年、59～61頁の見解が、「交河府」と「岸頭府」の名称の併用については、程喜霖「吐魯番出土文書《唐趙須章等名籍》考釈」『中国社会経済史研究』1989-3（『敦煌研究資料・魏晉南北朝隋唐史』1989-12、55頁）の見解が現時点の到達点であろう。旧印使用については説明がついていない。西州の折衝府が右領軍衛に所属したことは、註（20）参照。
- (5) 菊池英夫氏が蒲昌府文書を通じて明らかにされたように、西州の折衝府の活動の実態は「京師上番・辺境防人を統一的に運用する府兵本来の理念とは極めて異なり」、「その設置の当初より行軍の常駐化の結果生まれた安西都護府鎮守軍団や、その分遣隊としての守捉行烽等との関連のもとにおかれ」、「この地域を中心とする行軍駐留の激増と常鎮化の情勢の中で、これらの機関への府兵の配駐差遣」を「最大の任務」とするものであった。「西域出土文書を通じて見たる唐玄宗時代における府兵制の運用」（下）『東洋学報』52-4、1970年、52頁。
- (6) 前掲註（1）浜口論文、11～3頁。

- (7) 前掲註(2) 角田論文。
- (8) 『府兵制度考釈』、162頁。
- (9) 「『例』の研究」『日本古代史論集(坂本太郎博士還暦記念会編)』下、1962年。
- (10) 『古代史論集(直木孝次郎先生古稀記念会編)』中、1988年、278頁。
- (11) 正確に言えば小笠原宣秀氏との共同執筆である。『西域文化研究』3、1960年。
- (12) 文書題名は、『スタイン敦煌文献及び西域出土漢文文献分類目録初稿』I、1964年、310頁に従った。録文は西村氏の註(11)論文146頁、小田義久責任編集『大谷文書集成』式、1990年、釈文7頁及び図版51を併見。
- (13) 文書題名は、『スタイン敦煌文献及び西域出土漢文文献分類目録初稿』I、311頁に従った。録文は西村氏の註(11)論文146～7頁、小田義久責任編集『大谷文書集成』巻、1984年、釈文37～8頁及び図版95を併見。
- (14) 前掲註(11)論文、146～7頁。
- (15) 『中国辺境社会の歴史的研究(昭和63年度科研費報告)』、1989年。関係部分は、55～9頁の間。なお本稿は、関尾史郎氏の提供。記して謝意を表する。
- (16) この文書については、次の論考を参照。唐長孺「唐西州諸郷戸口帳試釈」『敦煌吐魯番文書初探』、1983年。
- (17) 池田温『中国古代写本識語集録』、1990年、248頁。
- (18) 池田温「唐朝氏族志の一考察—いわゆる敦煌名族志残巻をめぐって—」『北海道大学文学部紀要』13-1、1965年、20頁。
- (19) 前掲註(17)著書、233頁。
- (20) 張広達氏によれば、西州の折衝府はすべて右領軍衛(則天武后はこれを改称して右玉鉞衛としたが、後田称に復した)とされるから、これに従えば跋文に「左領軍衛」とあるのは右領軍衛の誤りであることになる。「唐滅高昌国後の西州形勢」『東洋文化』68、1988年、81頁及び101頁の註〔40〕。ただし、ここに引用した資料は、永隆(680)年のもので、張広達氏の挙げられた諸例より年代が遡るもので、さらに検討が必要かもしれない。
- (21) 前掲註(1) 浜口論文、14頁。
- (22) 前掲註(10) 松本論文、278頁。
- (23) 前掲註(1) 浜口論文、12～3頁。
- (24) 槻木正・滋賀秀三両氏の論争に伺えるように、この「行」に関しては「守」とともに厳密な論議が必要で、安易な取扱は避けなければならない。槻木正「唐名列官当条に関する一試論—官職の守行の理解をめぐって—」『法制史研究』38、1989年。滋賀秀三「唐の官制における叙任と行・守—槻木正氏に答える—」『法制史研究』39、1990年。
- (25) 『隋唐帝国と東アジア世界』、1979年、391～2頁。
- (26) 前掲註(1) 浜口論文、11～2頁。
- (27) 前掲註(10) 松本論文、278頁。
- (28) 前掲註(10) 松本論文、291頁の註〔30〕。
- (29) 『文史』5、1978年。後『唐律初探』(1982年)に所収。

- (30) こうした整理は、『大唐六典』巻25による日比野丈夫氏によって示されているが、本稿はこれを参照しつつ唐代全般の表化を試みた。もとより正確を期しがたい部分もあり、試案にすぎない点を断っておく。前掲註(3) 日比野論文、270頁。
- (31) 前掲註(1) 浜口論文、11～2頁。
- (32) なお浜口氏は、垂拱年間まで含めて、上府(1000人)・中府(800人)・下府(600人)であったとする。前掲註(1) 浜口論文、11頁。
- (33) 前掲註(1) 浜口論文、12～4頁。『旧唐書』巻42職官志(一)。
- (34) 前掲註(1) 浜口論文、12頁。
- (35) 『六典』巻25。なお校尉の定員については『通典』巻29武官折衝府の条及び『新唐書』巻40兵志ともに6員とし、『大唐六典』巻25、『旧唐書』巻24職官志(三)及び『新唐書』巻49上百官志(四)上は5員とする。ここでは後者を永徽令とする浜口氏の指摘にしたがって採用しない。この点は日比野氏の表と異にする。校尉以下も同じ。前掲註(1) 浜口論文、11～2頁。前掲註(3) 日比野論文、270頁。
- (36) 前掲註(10) 松本論文、278頁。
- (37) Tatsuro YAMAMOTO and others, eds., TUNFUAN AND TURFAN DOCUMENTS CONCERNING SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY I Legal Texts (A), 1980, pp45~48。劉俊文『敦煌吐魯番唐代法制文書考釈』(1989年)355～70頁。
- (38) 前掲註(11) 論文、147頁。
- (39) 「吐魯番出土の佃人文書研究」『唐宋社会經濟史研究』(1965年)、22頁。
- (40) 『中国古代籍帳研究』(1979年)、332～4頁。
- (41) 前掲註(40) 池田著書、322～3頁。
- (42) 『吐魯番考古記』(1945年)35頁。
- (43) 資五、資六の佃人牒と同類の佃人牒が7世紀末のものであることは、前掲註(40) 池田著書、322～34頁の大谷文書の録文を参照。資七にあっても「樊孝通」(3桁)は大谷3025号文書(7世紀末～8世紀はじめ)にも見えてその同時代性を裏付ける。録文は『大谷文書集成』式、釈文6頁。また西村氏が、資一・大谷3030号文書によって問題とした「員外折衝」となんらかの関連を持つと思われる「員外果毅」についても73TAM221出土文書(『吐魯番出土文書』7冊)によってその存在が明らかとなった。李方氏によれば、この「員外果毅」は垂拱年間のものであるというから、資一・大谷3030号文書と時代を等しくすることになる。李方「吐魯番文書中的“員外果毅”」『文物』1986-4。
- (44) 西嶋定生「吐魯番出土文書より見たる均田制の施行状態」『中国經濟史研究』(1966年)、438～9頁。池田温「西域文化研究第二 敦煌吐魯番社会經濟資料(上)の批判と紹介」『史学雑誌』69-8、1960年、86頁の註(7)。「佃人文書研究補考」前掲註(39) 周藤吉之著書、114頁。
- (45) 前庭府の「地団」は、高昌県の領域とまったく同一ではないが、ほぼ一致すると見て大過はなかろう。というのも、武城郷のみが前庭府の「地団」に属さなかった一時期があったことが、確認されているにすぎないからである。朱雷「唐開元二年西

州府兵—“西州營”赴隴西禦吐蕃始末」『敦煌學輯刊』1985—2、1頁。ただし軍事情勢による「地團」の変更によって「戌」等の軍事施設の所屬の変更があったらしく、日比野氏が紹介された開元二（724）年蒲昌府文書にみえる「方亭戌」（前掲註（3）日比野「唐代蒲昌府文書の研究」、278頁等）が7世紀末の資一（大谷3030）にもみえる。この時は「方亭戌」は前庭府の地團にあったと推定される。

- (46) たとえば、「唐永隆元（680）年軍団牒為記注所屬衛士征鎮様人及勲官籤符諸色事」（一三）（73TAM191出土、『吐魯番出土文書』6冊、557頁）と題された吐魯番出土文書には、

- 1 様人、勲官籤符等諸色、具注如前、□（謹）□（牒）。
- 2 永隆元年十月 日 隊副孫貞
- 3 隊正田
- 4 旅帥趙文遠
- 5 校尉司空令達
- 6 旅帥王則固・隊〔正〕王文則
- 7 隊正汜文感
- 8 隊副衛海琛
- 9 隊正韓真住
- 10 校尉魏丘固・隊正高醜奴
- 11 旅帥裴通達
- 12 隊副白相
- 13 （ 後 略 ）

とあるように、隊副が二人（ の ）みえる。しかしそれには「上」「中」「下」の文字は冠せられていない。隊正・旅帥・校尉の場合も同様である。

- (47) 録文、侯燦「解放後新出吐魯番墓誌録」『敦煌吐魯番文獻研究論集』5、605～6頁。(48)『大唐六典』卷2尚書吏部に、

王母妻為妃。一品及国公母妻為国夫人。三品已上母妻為郡夫人。四品若勲官二品有封母妻為郡君。五品若勲官三品有封母妻為県君。……其母邑号皆加「太」字。

とある。なお「太郡君」には告身が授与されたが、この実例（「宝元(762)年敕賜告身」）は、中村裕一氏の次の論考を参照。「唐代顔氏告身五種に就いて（二）—唐公式令研究（11）—」『武庫川女子大学文学部教育学科史学研究室報告』Ⅱ、1984年。

- (49) 新疆维吾尔自治区博物館等「1973年吐魯番阿斯塔那古墓群發掘簡報」『文物』1975—7、11～2頁。
- (50) 録文、池田温「沙州図経略考」『榎博士還暦記念東洋史論叢』（1975年）、75～6頁。唐耕耦等『敦煌社会經濟文獻真跡叢録』（一）（1986年）、16～7頁。
- (51) 前掲註（24）滋賀論文。
- (52) 墨離軍については、次の論考が最もすぐれている。荒川正晴「唐の中央アジア支配

と墨離の吐谷渾一主に墨離軍の性格をめぐって一」(下)『史滴』10、1989年。

(53) 前掲註(24) 滋賀論文。

(54) 録文、前掲註(18) 池田論文、7頁。

(55) なお、この張端と、大谷文書及び72TAM225出土吐魯番文書に見えるの豆盧軍子總管・張令端とは同一人物である。荒川正晴「唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾一トゥルファン・アスターナ出土の豆盧軍牒の検討を中心として一」(上)『史滴』9、1988年、30頁。陳国燦「略論日本大谷文書与吐魯番新出墓葬文書之關係」『敦煌吐魯番学研究論文集』(1990年)、272～5頁。

(56) 録文、前掲註(18) 池田論文、10頁。

(57) 前掲註(18) 池田論文、19頁。

(1991、8、22 発表。8月31日 改稿)

(補1) 本稿脱稿後、関尾史郎・片山章雄両氏から『敦煌吐魯番文書初探』二編(1990年)を利用する便宜を与えられた。本書は、国内にいくつかが入っているに過ぎない状況で、その刊行を知らなかった。ここに記して謝意を表するとともに、本書に収録された関連論考を参照して、若干の補遺を行っておく。

唐長孺氏は、「吐魯番文書中所見の西州府兵」と題する論考において、「唐史衛智勝為軍団点兵事」(吐魯番文書562頁)を検討して前庭府を「上府」と推察された(34頁)。この見解は、先に述べた私見と整合しない(68頁7頁)。そこで唐長孺氏の見解を整理しつつ、改めて私見の再整理を試みておきたい。まず唐氏の引用された文書を示すと、次のようになる。

〔前 略〕

5 問五団、所通応

6 簡点兵 弱・疾

7 病等諸色、不有

8 加減、隱没・遺漏

9 具尽已不?

10 示

唐氏は、この文書の年代と、この文書がいずれの折衝府に関連したものであるかについて、出土墓TAM.191の関連出土文書から判断して、永隆元(680)年前後の前庭府と想定された。そして、文書に見える「五団」を、前庭府の校尉が統括する「五団」とみて、『唐律疏議』卷16擅興律「征人冒名相代」の条の疏議に

每府管五校尉之處、亦有管四校尉・三校尉者。

とある記事と関連させて、前庭府を「上府」と推定された。

この唐氏の考証は、文書の扱い、論の進め方、すべてにわたって異論をさしはさむ余地はない。ただ気にかかるのは、この文書が、垂拱中以前の文書であることである。というのも、私は、前稿において垂拱年間を折衝府の等級の改編に関わる特

定の時期とみなして考証を進めたからである。こうした前提をおいての考証は、有効であると今も考える。私見のごとく前庭府が「垂拱以前にあっては中府以下の可能性が、垂拱以後にあっては中府以上の可能性」があるとすれば、永隆元(680)年前後の「五校尉」「五团」の前庭府は、垂拱以前にあっては中府以下とする理解もまた捨て切れないのではなかろうか。唐氏は、『唐律疏議』卷16擅興律「征人冒名相代」の条の疏議をこの垂拱以前の文書にそのまま適応されたが、この疏議が垂拱以前に適合するか否かは、やはり私は、法制史の専門家の見解を待ちたいと思う。こうした意味において先に触れた松本氏の提起は、発展性を持つ論議へとつながる可能性はおおきい。

(1991、9、30補記)

- なお本稿において「垂拱年間に至るまで」・「垂拱中以前に至るまで」・「垂拱以前」と「垂拱年間以降」・「垂拱以後」という「垂拱」をともに含む矛盾する表現を使用した。折衝府の等級の改定が推定される垂拱中のある年次までとそれ以降の意味に理解していただければ幸いである。

渡辺哲信のペンネームについて

第一次大谷中央アジア探検隊員・渡辺哲信は、堀賢雄と共にクチャから中央公論社に「中央亜細亜〔アジア〕探検記」と題する一文を寄せた。この探検記は『中央公論』第18年8号と9号の二回(1903年8月1日と9月1日)にわたって掲載された。この時、哲信は、「渡辺柞原」の雅号を使っている。この哲信の雅号・柞原は、『万葉集』に山科の 石田の小野の 母蘇原(ははそはら) 見つか君が 山路超ゆらん(巻9 1750)と見える「母蘇原」、すなわちナラヤクヌギの生える原野と同じで、通常は「ははそはら」と読む語である。しかし哲信は、それを「みはら」と呼んでいた。「みはら」は、哲信の故郷の広島県の「三原」である。哲信が「柞原」と号し、それを「みはら」としていたのは、おそらくは、平安時代の百科事典・『和名抄(わなうしやう)』に見える備後国御調郡(びんごのくにみつぎごり)七郷の一つ、「柞原」を採ったからであろう。『和名抄』の高山本は東急本とともに「柞原」に「美波良(みはら)」とその読みを付している。哲信の生まれた現広島県三原市西町の浄念寺はこの柞原(みはら)郷にあったからである。

事務局(連絡先) 〒182 東京都調布市国領町 5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会(The Research Society for Turfan Relics)